

生命保険等の手続きに必要な 療養証明書の発行をご希望の方へ

対象者

令和5年5月7日以前に
陽性と診断され、発生届の届出がある方(※)
令和5年5月8日以降に陽性となった方は全て発行対象外です。

※発生届の届出対象者・・・「①65歳以上」「②入院を要する方」「③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬または酸素治療が必要な方」「④妊婦」

※入院期間の証明は、医療機関及び提出先等にお問い合わせください。

申請方法

注意点

- | 申請方法 | 注意点 |
|------------------------|-----------------------------|
| ① My HER-SYS (画面表示)の申請 | <u>※令和5年9月末をもって終了しました。</u> |
| ② 「e古都なら」による電子申請 | 証明書をPDFファイルで発行します |
| ③ 郵送による申請 | 証明書を紙で発行します 返信の郵送料(切手)が必要です |

※ 療養時の所在地を管轄する保健所(次ページ参照)に申請してください。

① My HER-SYSによる療養証明書の画面表示 ※令和5年9月末をもって終了しました

②③で、発行する証明書は、奈良県の様式となります。個別の様式には対応できません。感染拡大の状況等により、療養証明書発行まで数ヶ月程度かかりますので、発行目処に関するお問い合わせはご遠慮ください。

- ※ 令和5年5月8日(月)以降に新型コロナウイルス感染症陽性になられた方は発行できません。
- ※ 療養証明書で証明できる期間は令和5年5月7日(日)までになります。
- ※ 申請はお早めをお願いします。

一度、加入保険会社等へご相談ください。生命保険の請求に、既にお持ちの書類でも利用できる可能性があります。

例・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査が分かるもの

- ・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・PCR検査や抗原検査を実施する検査センターの検査結果(市販の検査キットは除く) 等

② 「e古都なら」による電子申請

【発行までの流れ】 ①QRコード（左）かURL（下）を利用し、「e古都なら」で電子申請を行います。



https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29443

- ②申し込み完了通知メールが届きます。（整理番号、パスワードが記載）
- ③手続き完了後、療養証明書発行のメールが届きます。
- ④「e古都なら」より療養証明書（PDFファイル）をダウンロードします。（整理番号、パスワードを使用）
- ⑤必要に応じて、ご自身で印刷しご使用ください。

③ 郵送による申請

①療養証明書発行申請書

※ 申請書は1人につき1通必要です。

- ・記載例を参考に記載してください。
- ・同一世帯の方については、療養証明書をまとめて送付することができます。

②返信用封筒（定形封筒）

- ・申請対象者氏名^{*1}及び住所を記載し、切手^{*2}を貼付してください。

***1** 複数名分を申請する方については封筒の宛名に全員の名前を必ず記載願います。
（封筒の宛名と証明書を確実に照らしあわせて封入するため）

***2 簡易書留代 350円+**

郵便代 84円（療養証明書3通封入が目安。封筒含め25g以上になる場合は94円）

★必ず返送に見合う額の切手を貼付してください。切手が不足している場合は、発行できません。
現金を郵便で送ることは法令で禁止されています。現金を送付された場合は、申請を受理できませんのでご注意ください。

※ 電子申請、郵送ともに、奈良市にお住まいの方は、申請いただけません。奈良市保健所にお問い合わせください。

送付先

管轄市町村

奈良県
郡山保健所

〒639-1041
大和郡山市満願寺町60-1
奈良県郡山保健所健康増進課感染症係 あて

大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、
平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

奈良県
中和保健所

〒634-8507
橿原市常盤町605-5
奈良県中和保健所保健予防課感染症係 あて

大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、
香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、
三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、
高取町、明日香村、上牧町、王寺町、
広陵町、河合町

奈良県
吉野保健所

〒638-0045
吉野郡下市町新住15-3
奈良県吉野保健所健康増進課第一係 あて

五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、
天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、
上北山村、川上村、東吉野村



奈良県

記載例

別紙

令和 5 年 10 月 1 日

療養時の所在地を管轄する
保健所名を記入してください

奈良県（
郡山
中和
吉野
）保健所長

療養証明書発行申請書

申請書を記入した日付を
入れてください

申請者 氏名 奈良 花子
(療養者との関係： **本人**)

住所 〒 123-4567
奈良県大和郡山市〇〇町△-□

電話 0744-〇〇-××××

宿泊療養施設の所在地ではありませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症療養証明書の発行を希望します。

1	(ふりがな) 療養者氏名	(ふりがな) なら はなこ 奈良 花子
2	療養者の性別	女
3	療養者の生年月日	(西暦) 1980 年 1 月 1 日
4	療養時の所在地	〒 奈良県 申請者住所と同じ
5	電話番号 ※日中繋がる番号を記載してください	090-××××-△△△△
6	(申請者が療養者またはその保護者等ではない場合)療養者もしくは親族など身元引受人の同意を得ていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい 同意を得ていない場合療養証明書の発行はできません。

<注意事項>

- **令和4年9月26日以降に陽性となった場合、発生届の対象とならない方は療養証明書が発行できません。また、令和5年5月8日以降に陽性となった場合も、療養証明書の発行はできません。**
 - 療養期間が終了してから申請してください。発行枚数は1枚です。
 - 申請は、療養者またはその保護者等が行ってください。(未成年の場合は保護者が申請者です)
 - 過去に複数回診断を受け療養された場合、原則、直近の診断による療養証明書を発行します。
 - 記載される療養期間について
 - ・「療養開始日」は、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の診断日となります。
 - ・「療養終了日」は、厚生労働省の療養解除基準に準じた期間である場合、記載を省略しています。
また、療養期間中に令和5年5月8日を迎えられる方についての療養証明書で証明できる期間は5月7日までとなります(証明できる療養期間が7日以内である場合記載を省略)。
- なお、生命保険協会及び日本損害保険協会では、宿泊療養又は自宅療養の期間が厚生労働省の療養解除基準に準じた期間の範囲内であれば、宿泊療養又は自宅療養の開始日に基づき給付金の支払いを行い、宿泊療養又は自宅療養の終了日の証明は求めない取り扱いを行っております。詳細は加入保険会社へお問い合わせください。

[参考] 厚生労働省の療養解除基準(令和4年9月7日付厚生労働省通知による)

	発症日	療養開始日	療養終了日(療養解除日)
有症状	R4.8.28 以前	医師の診断日	発症日を0日目として10日目
	R4.8.29~R4.8.31		R4.9.7
	R4.9.1以降		発症日を0日目として7日目
無症状	—	医師の診断日	検査日(検体採取日)を0日目として7日目(※1)

- ※1 無症状の方が療養期間中に発症した場合、取り扱いが異なります。
- ※2 有症状の方で、発症日が医師からの届出等でわからない場合、検査日(検体採取日)を0日目として療養終了日を計算します。
- ※3 入院もしくは高齢者施設で療養を終えた場合、一部取り扱いが異なります。

[参考] 療養解除基準に基づく療養期間中に令和5年5月8日を迎えられる方の療養証明書で証明できる療養期間について

医師の診断日	発行対象	療養終了日
R5.5.7 以前	対象	R5.5.7
R5.5.8 以降	対象外	

<提出書類チェックリスト>確認後、をお願いします。

- 療養証明書発行申請書に必要事項をすべて記載した
- 返信用封筒に送付先(申請者氏名及び住所)を記載した
- 返信用封筒に切手(簡易書留代 **350 円** + 郵便代 84 円もしくは簡易書留代 **350 円** + 94 円)を貼付した

令和 年 月 日

療養証明書発行申請書

奈良県 () 保健所長

申請者 氏名 _____

(療養者との関係: _____)

住所 〒 _____

電話 _____

新型コロナウイルス感染症に関する療養証明書の発行を希望します。

1	(ふりがな) 療養者氏名	(ふりがな)
2	療養者の性別	
3	療養者の生年月日	(西暦) 年 月 日
4	療養時の所在地	〒 奈良県
5	電話番号 ※日中繋がる番号を記載してください	
6	(申請者が療養者またはその保護者等ではない場合) 療養者もしくは親族など身元引受人の同意 を得ていますか。	<input type="checkbox"/> はい 同意を得ていない場合療養証明書の発行はできません。

<注意事項>

- 令和4年9月26日以降に陽性となった場合、発生届の対象とならない方は療養証明書が発行できません。
また、令和5年5月8日以降に陽性となった場合も、療養証明書の発行はできません。
 - 療養期間が終了してから申請してください。発行枚数は1枚です。
 - 申請は、原則療養者またはその保護者等が行ってください。(未成年の場合は保護者が申請者です)
 - 過去に複数回診断を受け療養された場合、原則、直近の診断による療養証明書を発行します。
 - 記載される療養期間について
 - ・「療養開始日」は、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の診断日となります。
 - ・「療養終了日」は、厚生労働省の療養解除基準に準じた期間である場合、記載を省略しています。
また、療養期間中に令和5年5月8日を迎えられる方についての療養証明書で証明できる期間は5月7日までとなります(証明できる療養期間が7日以内である場合記載を省略)。
- なお、生命保険協会及び日本損害保険協会では、宿泊療養又は自宅療養の期間が厚生労働省の療養解除基準に準じた期間の範囲内であれば、宿泊療養又は自宅療養の開始日に基づき給付金の支払いを行い、宿泊療養又は自宅療養の終了日の証明は求めない取り扱いを行っております。詳細は加入保険会社へお問い合わせください。

[参考] 厚生労働省の療養解除基準(令和4年9月7日付厚生労働省通知による)

	発症日	療養開始日	療養終了日(療養解除日)
有症状	R4.8.28 以前	医師の診断日	発症日を0日目として10日目
	R4.8.29~R4.8.31		R4.9.7
	R4.9.1 以降		発症日を0日目として7日目
無症状	—	医師の診断日	検査日(検体採取日)を0日目として7日目(※1)

※1 無症状の方が療養期間中に発症した場合、取り扱いが異なります。

※2 有症状の方で、発症日が医師からの届出等でわからない場合、検査日(検体採取日)を0日目として療養終了日を計算します。

※3 入院もしくは高齢者施設で療養を終えた場合、一部取り扱いが異なります。

[参考] 療養解除基準に基づく療養期間中に令和5年5月8日を迎えられる方の療養証明書で証明できる療養期間について

医師の診断日	発行対象	療養終了日
R5.5.7 以前	対象	R5.5.7
R5.5.8 以降	対象外	

<提出書類チェックリスト> 確認後、をお願いします。

- 療養証明書発行申請書に必要事項をすべて記載した
- 返信用封筒に送付先(申請者氏名及び住所)を記載した
- 返信用封筒に切手(簡易書留代 350円 + 郵便代 84円もしくは簡易書留代 350円 + 94円)を貼付した